多可町工場立地法準則条例 概要

目的

多可町では、町内既存企業の設備投資の拡大や企業立地等を促進し、今後も安定した雇用の創出と地域の活性化を図るため、特定工場が国の準則により敷地面積に対して整備すべき緑地面積割合等を緩和する「多可町工場立地法準則条例」を制定しました。

概要

- 対象業種 製造業、電気供給業(水力、地熱、太陽光を除く) ガス供給業、熱供給業
- 対象工場 敷地面積合計 9,000 ㎡以上又は建築面積合計 3,000 ㎡以上
- 届出義務 届出から90日間は着工不可
- 国の準則で定める敷地面積に対する割合(%)
 - 生産施設 30%~ 65%以下 (業種によって異なる)
 - 環境施設 10%以上 =緑地 5%以上+緑地以外の環境施設 5%以上
 - ○緑地 5%以上(ただし、敷地周辺に 2.5%以上)
 - ○残り5%以上は緑地又は緑地以外の環境施設※1
 - ※1 緑地以外の環境施設とは、噴水・水流・池その他、屋外運動場・広場 屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設など
 - 重複緑地※250%まで
 - ※2 重複緑地とは、緑地と駐車場の重複である緑化駐車場、緑地と太陽発電施設の重複である芝生地の上に 太陽光発電施設を設置した土地、事務所棟や工場棟が屋上緑化されている場合など

町独自の緩和

■町準則条例で緩和する緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合等

区域の範囲	国の準則(従前)	
	環境施設	緑地
全国すべて	25%以上	20%以上

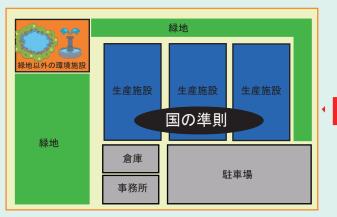
	国の準則(従前)
重複緑地※2 の緑 地面積率算定に 用いる緑地への 算入率	25%まで





区域の範囲	町準則条例 (緩和)	
	環境施設	緑地
多可町全域	10%以上	5%以上

緩和のイメージ



緩和

14

